

1 公認制度の意義

1 排水設備は、住民の私設設備

下水道における排水設備は、それを使用する者が自己の責任において適正に設置するよう義務づけられています。

2 構造の技術上の基準に適合した施工が必要

公共下水道に直接影響を及ぼすため設置に関して、下水道法施行令 第 8 条に適合した施工がなされなければなりません。仙台市では条例、規則等により一定の施工基準を定めています。

3 公認業者に求められること

技術的能力を有することはもちろん、関係法令等を熟知し、遵守しなければなりません。

法令（国）

- ・ 法律（下水道法）
- ・ 法施行令（下水道法施行令）

例規等（仙台市）

- ・ 条例（仙台市下水道条例）
- ・ 規則（仙台市公認排水設備工事業者規則）
- ・ 要綱（仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱）

2 公認業者承認の基準

○ 仙台市下水道条例第 6 条の 3

- (1) 宮城県内に営業所を有すること
- (2) 責任技術者（公益社団法人 宮城県建設センター（以下「建設センター」という。）の実施した試験を合格、又は更新講習を修了し仙台市に登録している者に限る。）を 1 名以上置いていること
- (3) 申請者が、欠格事項に該当していないこと
- (4) 申請者が法人である場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者）に、前記(3)の欠格事由に該当する者がいないこと

3 優良公認業者表彰制度（令和 8 年度から表彰要件が変わりました）

仙台市では、排水設備工事の施工及び水洗化普及促進に顕著な業績があると認められた公認業者に対し、毎年表彰を行っています。

令和 8 年度から、仙台市ホームページ掲載の「仙台市公認排水設備工事業者名簿」に表彰歴の欄を追加します。直近 5 年間における表彰実績が確認できるようになります。

○ 仙台市優良公認業者表彰要綱 第 2 条

- (1) 公認業者として 2 年以上の経歴を有すること
- (2) 前年度工事施工件数が 20 件以上あること
- (3) 確認申請書等の提出及び工事施工の手続き等が適正に行われており、前年度において要綱に基づく減点を受けていないこと（令和 9 年度より適用）
- (4) 別表により前年度の検査成績を点数化し、その点数が 85 点以上であること

$$\text{点数} = \frac{\{\text{前年度の工事竣工検査初回合格件数} + A \cdot (D + E)\}}{\text{施 工 件 数}} \times 100$$

を

4 責任技術者

(1) 登録の資格

仙台市に責任技術者として新たに登録できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ① 建設センターの「下水道排水設備工事責任技術者試験」に合格した者
- ② 欠格事由に該当していない者

(2) 登録の申請（仙台市公認排水設備工事業者規則（以下、「公認業者規則」という。）第 13 条）

「責任技術者登録申請書」に試験合格証の写しと身元証明書（本籍地の市町村で発行。）を添付して申請してください。

(3) 登録の有効期間（条例第 6 条の 9 第 2 項） 最長 5 年間

5年ごとの更新と登録
手続きを忘れずに！

(4) 登録の更新申請（公認業者規則第 13 条 第 2 項）

責任技術者の資格を継続するためには、建設センターが実施する 5 年ごとの責任技術者更新講習の受講の他に、登録している市町村での更新登録の手続きが必要です。

本市の登録更新を受けようとする場合は、**有効期限満了の 1 か月前（11 月末日）まで**に本市に更新手続きを行ってください。

→資格の更新のたびに、仙台市への登録の更新を行う必要があります。

※なお、更新申請手続きには、建設センターが発行する更新講習の修了証の写しが必要になりますので、必ず受講し、大切に保管してください。

5 公認業者及び責任技術者の責務（条例第 6 条の 4、第 6 条の 11）

公認業者及び責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則の定めるところに従って、適正に排水設備工事を施工する責務があります。

具体的な責務の内容は、次のとおりになっています。

	具 体 的 な 責 務 の 内 容	規 定 条 項
公認業者	(1)排水設備工事の確認(変更の確認を含む)を得てから工事に着手すること	条例第 5 条 規則第 9 条
	(2)工事完了後 5 日以内に竣工届を提出し、検査を受けること	条例第 6 条第 1 項
	(3)工事を施工する場合、専属の責任技術者にその職務を行わせること	条例第 6 条の 4 第 1 項
	(4)法令、条例、規則の順守 ①正当な理由がない限り、工事の依頼を拒否しないこと ②自己の名義で他人に工事の施工をさせないこと ③検査で不合格のときは、適合するよう補修すること	条例第 6 条の 4 第 2 項 規則第 7 条 規則第 8 条 規則第 10 条
	(5)商号、名称等に変更等があるときは、届け出ること	条例第 6 条の 6 規則第 5 条
	(6)市長の報告の請求又は立入調査を正当な理由がなく拒否しないこと	条例第 6 条の 7
責任技術者	(1)責任技術者の責務 ①排水設備工事が法令の規定に適合していることの確認 ②竣工検査の立会い	条例第 6 条の 11 第 1 項
	(2)氏名、住所等に変更があるときは、2週間以内に届出ること	条例第 6 条の 13 規則第 15 条

6 責務（条例）に違反する行為に対する指導及び処分

仙台市では、適正な工事の実施と責務に違反する行為をなくすように、公認業者、責任技術者に対し指導を行っています。

要綱では、公認業者、責任技術者それぞれについて持点制をとり、不都合行為が確認されたときはその行為に相当する減点を行い、持点が一定の点数以下になったときは、それに該当する指導・処分を行うものとしています。

- 仙台市では法令に則った適正な工事の徹底を図るため、「仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱」により、指導及び処分を行っています。
- 指導及び処分に至らぬよう留意願います。
- 何らかの理由で、進捗がままならない事象が生じた場合、または、生じそうな場合は、速やかに業務課排水設備係にご連絡ください。

大切なポイント

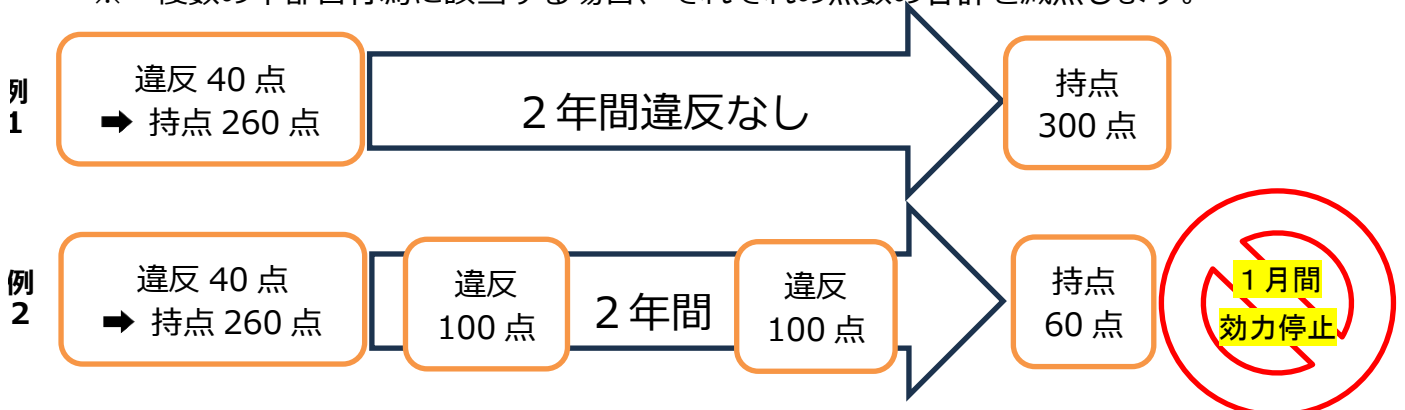
- ◆ 持点 300 点から不都合行為の都度、減点が加算されていきます。

全ての公認店・責任技術者の持点は、当初 300 点から不都合行為の都度、それぞれ減点され、公認店・責任技術者の登録取消も含めた指導及び処分を行っています。

- ◆ 減点は、2 年間有効です。

不都合行為の内容により減点を行い、減点をした日から 2 年を経過する日まで減点は有効となります（その間、リセットされません。）。

※ 複数の不都合行為に該当する場合、それぞれの点数の合計を減点します。



- ◆ 公共柵及び取付管の無届工事や、道路占用・使用等の許可前の着工は、法令違反です。

- 現場の進捗状況により、関係する事業者との間で、様々な調整が必要となると思います。
その際、法令に違反する手順や報告漏れ・報告遅れ等にならないよう、常に確認をしながら、業務を進めるように留意してください。

現場を優先するあまり、報告を後回しにすることは法令違反に該当します。
みなさんの今後の業務に影響しかねません。厳に注意してください。

仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱（抜粋）

別表第3（第3条関係） 持点(抜粋)

本要綱施行日における持点	公認業者	300点
	責任技術者	300点

300点からスタート。
今、何点か確認しておきましょう！

別表第2（第3条関係）指導・処分の基準

	持点	公認業者	責任技術者
指導	290点～201点のとき	口頭注意	口頭注意
	200点～151点のとき	文書注意	文書注意
	150点～101点のとき	文書厳重注意	文書厳重注意
	100点～71点のとき	文書警告	文書警告
処分	70点～41点のとき	1月間の承認効力停止	1月間の登録効力停止
	40点～21点のとき	2月間の承認効力停止	2月間の登録効力停止
	20点～1点のとき	3月間の承認効力停止	3月間の登録効力停止
	0点以下のとき	6月間の承認効力停止 又は承認取消	6月間の登録効力停止 又は登録取消

別表第4（第3条第3項関係）不都合行為等の種別と減点数

該当条項	不都合行為等の内容	減点数
条例第6条の8第1項第1号 (規則第9条第1項)	条例第5条第1項の確認を受けずに工事に着手した場合 ・無届工事、確認通知前の着工	100点
(規則第9条第2項)	条例第5条第2項の変更の確認を受けずに工事を行った場合 ・変更確認の無届	20点
(規則第7条)	正当な理由がなく工事を拒否した場合	40点
(規則第8条)	自己の名義で他人に施工させた場合 ・自ら現場施工管理を行っていない場合	40点
(規則第10条)	竣工検査で不合格とされたにもかかわらず指示された期間内に規定に適合する補修をしなかった場合 ・補修には書類の修正も含む ・補修期間は原則2週間とする(承認を得て期間を延長する場合はこの限りではない)	40点
(条例第6条の4第1項)	排水設備工事の施工に際し専属の責任技術者にその職務を行なわせなかった場合	40点 [職務不履行]
(条例第6条第1項)	竣工検査に工事を担当した責任技術者を立ち合わせなかった場合 ・病気などやむを得ないと認められる理由がある場合は検査前に申し出ること。	10点 [検査不立会]
	条例第6条第1項に規定する工事完了の届けを工事完了から5日以内に提出しない場合 ・工事完了とは、現場の施工及び竣工届(竣工図書)の作成が完了した時点とする。 ・正当な理由がなく竣工届(竣工図書)の作成のために工期を延期することはできない。	10点 [一部開始提出有] 30点 [一部開始未提出]
条例第6条の8第1項第2号	条例第6条の6第1項に規定する事項の変更を2週間以内に届け出なかった場合	10点
	上記の事項について虚偽の届出をした場合	40点
条例第6条の8第1項第3号	不正の手段によって承認又はその更新を受けた場合	300点
条例第6条の8第1項第4号 (条例第6条の7)	正当な理由がなく市長の報告の請求又は立入調査を拒絶した場合	40点
条例第6条の8第1項第5号	排水設備工事の施工に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められる場合 [著しい不当行為] ・申請内容と著しく異なる施工 ・重大な指示、指導不履行 等	100点 [著しい不当行為]
	[不正な行為] ・誓約違反 ・虚偽報告 ・指示、指導不履行 等	40点 [不正な行為]
条例第6条の8第1項第6号	公認業者として著しく不適当な事由(重大な法令違反等)があると認められる場合	300点

重大な不都合行為を行った場合や不都合行為が続いた場合、公認店・責任技術者の承認の停止又は取消等を行うこととなりますので、ご注意ください。